

# 市民が主役のまちづくり

## 日田市自治基本条例



### 一緒に考え、行動しませんか

この条例は、市民・議会・行政が一緒になって、自分たちの地域のまちづくりを自分たちで考え、行動していくための、基本的なルールを定めたものです。

# 日田市自治基本条例とは

## ○条例の目的

この条例は「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」を目的としています。

その目的を実現するために、市民や議会、行政の責務等を明らかにして、「自治」の基本原則や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や議会、行政がお互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心してしあわせに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを規定するものです。

(条例第1条)

## ○条例の位置付け

この条例は、日田市におけるまちづくりの最高規範として位置付けられています。

市には、いろいろな条例や規則、個別の計画などがありますが、それらを制定改廃する際は、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るものとされています。

(条例第2条)

## 自治基本条例の3つのポイント

### 【市民参画】

市政に関する計画の策定や政策の立案を行う際に、市民が企画段階から関わっていくことです。

市が総合計画などの計画の策定や条例の制定を行うときには、積極的に意見等を出していくことが大切です。

#### 《市民参画の機会》

- ・市が開催する出前懇談会やまちづくり集会などに参加して意見を表明する
- ・パブリックコメント（意見公募）で意見を表明する など



### 【協働】

市民や行政などが地域の課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づいて、互いに対等な立場で連携し協力することです。

協働を進めるためには、市民や行政などが対等なパートナーとしてお互いに理解を深め、信頼を築いていくことが大切です。

#### 《協働の取組》

- ・自治会などで行われている身近な地域の活動などに参加する
- ・地域の課題解決に取り組む団体などへ協力し参加する など



### 【情報共有】

市民・議会・行政がまちづくりに関する情報を共有することです。

「今、どのようなまちづくりが行われているのか」「どの地域にどのような課題があるのか」などの情報を共有することが大切です。

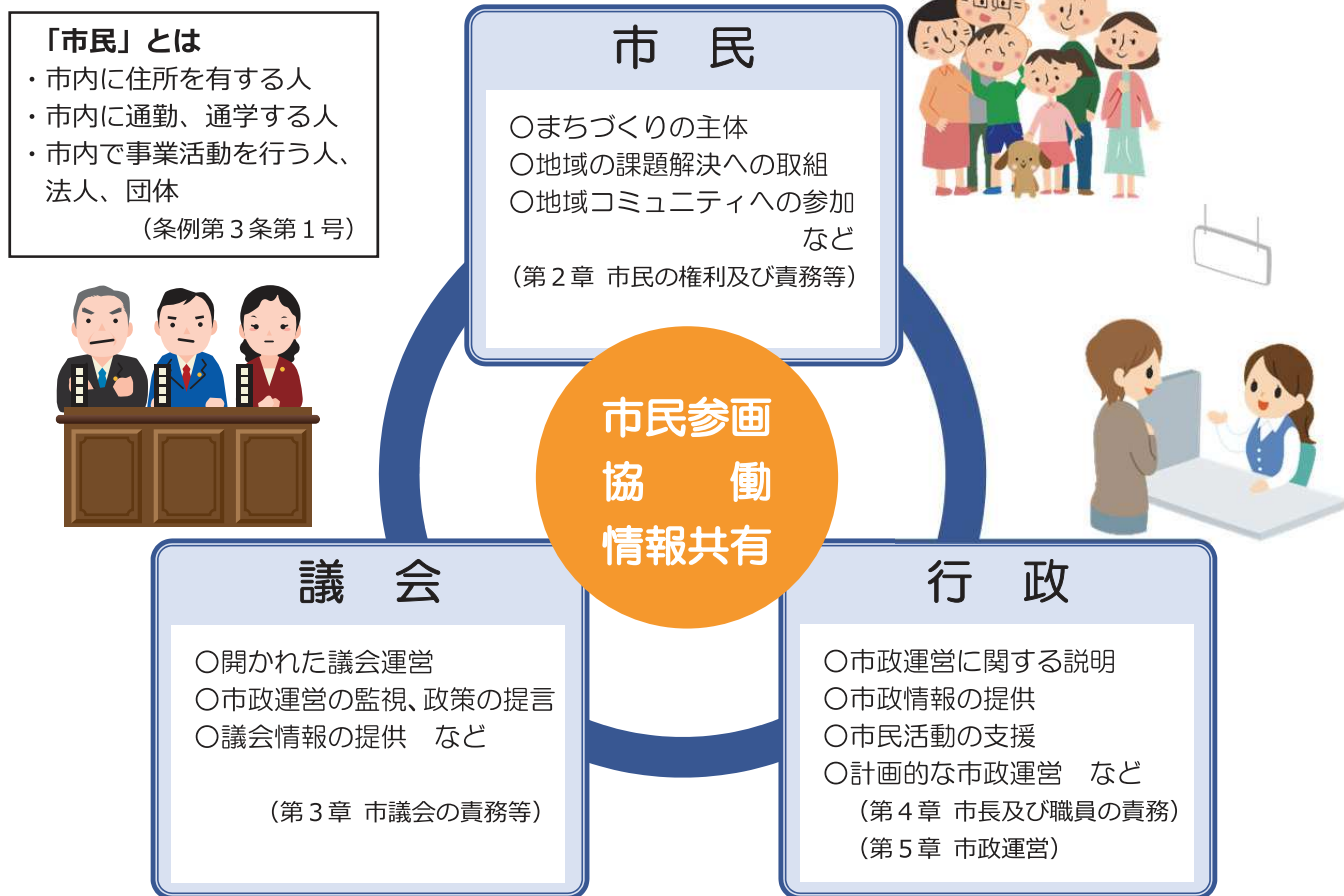
#### 《情報共有の方法》

- ・「広報ひた」や市のホームページで情報を得る
- ・市が実施する「ふれあい宅配講座」を活用する など



# 市民参画と協働のまちづくりを進めよう

市民と議会、行政がそれぞれの役割を認識して、まちづくりに関する情報を共有し、市政への参画と協働によるまちづくりを進めます。



市民一人ひとりが誇りを持って、安心してしあわせに暮らすことができる、市民主体のまちづくりの推進

## 住んでいてよかったと感じるまちに！

まずはできることからやってみませんか？ ～身近なまちづくり活動の例～

自治会の活動に参加する



「広報ひた」や市のホームページを見る



地域の子供たちを見守る



地域で支えあう活動に参加する



地域のイベントに参加する



市との意見交換会に参加する



まちづくり活動にできる範囲で参画してみましょう



# 日田市自治基本条例の構成

(平成 26 年 4 月 1 日施行 平成 30 年 3 月 27 日改正)

## 前 文

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (目 的)
- 第 2 条 (条例の位置付け)
- 第 3 条 (定 義)
- 第 4 条 (自治の基本原則)

- 第 14 条 (政策法務)
- 第 15 条 (財政運営)
- 第 16 条 (組織及び人事政策)
- 第 17 条 (行政評価)
- 第 18 条 (附属機関等)
- 第 19 条 (情報の公開及び管理等)
- 第 20 条 (パブリックコメント手続)

### 第 2 章 市民の権利及び責務等

- 第 5 条 (市民の権利)
- 第 6 条 (市民の責務)
- 第 7 条 (地域コミュニティの役割等)
- 第 8 条 (子どもの権利等)

### 第 6 章 市民参画及び協働

- 第 21 条 (市民参画)
- 第 22 条 (協働)
- 第 23 条 (自然環境、歴史及び文化の保全等)
- 第 24 条 (地域課題)
- 第 25 条 (住民投票)
- 第 26 条 (危機管理)

### 第 3 章 市議会の責務等

- 第 9 条 (市議会の責務等)
- 第 10 条 (議員の責務)

### 第 4 章 市長及び職員の責務

- 第 11 条 (市長の責務)
- 第 12 条 (職員の責務)

### 第 7 章 連 携

- 第 27 条 (市内外の人々等との交流及び連携)
- 第 28 条 (他の自治体及び国等との連携)

### 第 5 章 市政運営

- 第 13 条 (計画的な市政運営)

### 第 8 章 条例の見直し

- 第 29 条 (条例の見直し)

## 《日田市自治基本条例が 平成 30 年 3 月 27 日に改正されました》

日田市自治基本条例は、時代や社会情勢の変化に沿った内容となっていることや「市民を主体としたまちづくり」への寄与について、4年を超えない期間ごとに検証し、見直しの検討を行うよう規定(第 29 条関係)しています。

条例の施行から 4 年目となる平成 29 年度に、市民の皆さんと一緒に検証し見直しの必要性について検討した結果、地域の課題を解決するために見直しを行う必要があるとの結論に至ったため、条例の一部(第 24 条関係)を改正しました。

#### (地域課題)

- 第 24 条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。
- 2 小規模集落等(戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるものをいう。以下同じ。)の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。
  - 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 4 市長等は、住民自治組織(小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体をいう。)が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。

※改正された箇所を赤字で表記

市民が主役のまちづくり ～日田市自治基本条例～

発行日/平成 30 年 7 月  
発行/大分県日田市 企画振興部 地方創生推進課  
〒877-8601 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号  
TEL:0973-22-8223 (直通) mail:kikaku@city.hita.oita.jp



日田市ホームページ <http://www.city.hita.oita.jp/>  
\*自治基本条例に関する詳細はホームページでご覧になれます。

